

四日市市告示第214号

四日市市優良農地復元化事業費補助金の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市優良農地復元化事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市優良農地復元化事業費補助金交付要綱（令和4年四日市市告示第157号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 耕作放棄地 以前耕作していた土地で、おおむね過去3年以上作物を作付け（栽培）せず、農業委員会が荒廃農地と判定した土地</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付対象者は、事業を行う土地に対して、<u>補助金の交付を受けようとする年度の前年度の4月1日以降に農地法（昭和27年法律第229号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 耕作放棄地 以前耕作していた土地で、おおむね過去3年以上作物を作付け（栽培）せず、<u>所有者がこの数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地であり、</u>農業委員会が荒廃農地と判定した土地。<u>。</u></p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付対象者は、事業を行う土地に対して農地法（昭和27年法律第229号）<u>又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）</u>に基づく農地の賃借権又は使用貸借権の設定を受け耕作を行う者とする。</p>

101号)に基づく農地の所有権の移転、  
賃借権又は使用貸借権の設定を受け耕作  
を行う者とする。

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、令和10年3月31日  
限り、その効力を失う。

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限  
り、その効力を失う。

第2号様式を次のように改める。

四日市市 第 号

住所  
名称  
代表者 様

四日市市優良農地復元化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度四日市市優良農地復元化事業費補助金については、四日市市優良農地復元化事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の額 金 円
2. 補助金の対象となる事業
3. 補助金の交付条件
  - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
  - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
  - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
  - (4) 補助事業終了の年次の次の年度から5か年は耕作すること。
  - (5) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
  - (6) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)